

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成18年
12月22日
(金曜日)

目次

告示

生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課).....一

生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課).....一

生活保護法の規定に基づく施術者の指定(厚政課).....二

生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出(厚政課).....二

生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(厚政課).....二

保安林予定森林(森林整備課).....四

道路の位置の指定(建築指導課).....五

公告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請(二件)(県民生活課).....五

大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出(商政課).....六

大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(二件)(商政課).....六

大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出(商政課).....七

土地改良事業施行協議に係る決定(農村整備課).....八

土地改良事業計画変更の協議に係る決定(農村整備課).....八

土地改良事業の完了(農村整備課).....八

県営東鯖地区経営体育成基盤整備事業(第一換地区)換地計画書の縦覧(農村整備課).....八

開発行為に関する工事の完了(建築指導課).....九

選管告示

海区漁業調整委員会の委員の解職の請求に係る有権者総数の三分の一の数.....九

政治団体の名称等.....九

政治団体の異動事項.....九

解散等に係る政治団体の名称等.....〇

資金管理団体の名称等.....〇

政治資金規正法第十九条第三項第一号に該当する旨の届出があつた資金管理団体の名称等.....〇

公安委告示.....〇

技能検定員審査の実施.....〇

教習指導員審査の実施.....三

雑報.....三

争議行為の通知.....五

山口県告示第六百七十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があつた。

平成十八年十二月二十二日

山口県知事 二井 関成

名 医	療 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
藤本内科・神経内科クリニク		宇部市則貞五丁目五番七号	平成一八、九、三〇
綿貫医院		萩市大字東浜崎町五三	五、三一
くまの小児科医院		岩国市今津町一丁目一三番一号	一、一
末次歯科医院		山陽小野田市日の出三丁目八番一六号	九、三〇
武中デンタルクリニック		大島郡周防大島町大字小松開作一四三の二三	〃
常盤通りあい薬局		宇部市常盤町二丁目四番一六号	一一、一五

山口県告示第六百七十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年十二月二十二日

山口県知事 二井 関成



名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
藤本内科・神経内科クリニック	宇部市則貞五丁目五番七号	平成一八、一〇、一
山本医院	大字東須恵二二九七の一	一、二、
わたぬきクリニック	萩市大字東浜崎町五三	六、
ふじた心療内科クリニック	下松市大字西豊井一二四七	一、一、
末次歯科医院	山陽小野田市日の出二丁目一〇番一六号	一〇、
武中デンタルクリニック	大島郡周防大島町大字小松開作一四三の二三	一、

指定訪問看護事業者等 主たる事務所 の所在地	訪問看護ステーション等 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
特定非営利活動 法人シニアライ フ会	大島郡周防大島 町大字久賀四七 六五の五	シニアライフ訪 問看護ステー ション	柳井市山根二六 番三号 平成一八、 一、

山口県告示第六百七十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定した。

平成十八年十二月二十二日

山口県知事 二井 関 成

施術者の 氏名	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
時廣 幸命	恩田整骨院	宇部市則貞二丁目八番一五号	平成一八、九、一五
中川 慶生	海南鍼灸整骨院	海南町四番五号	一、一、

山口県告示第六百七十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成十八年十二月二十二日

山口県知事 二井 関 成

居宅介護事業者 氏名又は名 称	住所又は主 たる事務所 の所在地	居宅介護事業所 名 称	所 在 地	事業の 種類	指 定 年 月 日
社会福祉法人 青藍会	山口市吉敷三 〇四二の一	ハートホーム 新山口ヘル パーステー ション	山口市小郡下 郷一七二六	訪問介 護	平成一八、 九、三〇

山口県告示第六百七十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年十二月二十二日

山口県知事 二井 関 成

居宅介護事業者 氏名又は名 称	住所又は主 たる事務所 の所在地	居宅介護事業所 名 称	所 在 地	事業の 種類	指 定 年 月 日
株式会社ライ フサポート寿 楽	山口市嘉川三 四〇一の五	ライフサポー ト寿楽	山口市嘉川三 四〇一の五	訪問介 護	平成一八、 九、一
医療法人健仁 会	山陽小野田市 日の出三丁目 七番二号	医療法人健仁 会しおん内科 外科クリニック	山陽小野田市 日の出三丁目 七番二号	訪問看 護	一、一、
有限会社にこ にこ苑	岩国市玖珂町 一〇一九の四	デイサービス にこ苑	岩国市玖珂町 一〇一九の四	訪問リ ハビリ テーション 指導	一〇、
有限会社ミネ ルバ	宇部市東小羽 山町一丁目六 番一二号	スマイル薬局	山陽小野田市 大字西高泊五 九〇の五	福祉用 具貸与	一、二、

有 限 会 社 社 会 ナール企画	〃 〃 昭和町 一丁目九番三 〇号	〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃 〃
有 限 会 社 社 会 わ り	〃 〃 大島郡周防大 島町大字小松 開作一四三三の 二五	〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃 〃

有 限 会 社 社 会 パ	〃 〃 宇部市東小羽山 町一丁目六番一 二号	〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃 〃
有 限 会 社 社 会 有 限 会 社 社 会	〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃 〃

山口県告示第六百七十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年十二月二十二日

山口県知事 二 井 関 成

居宅介護支援事業者 名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所 名 称	所在地	指定年月日
株式会社ホーユー 介護サービス	下松市大手町二丁目七番六号	株式会社ホーユー 介護サービス	下松市大手町二丁目七番六号	平成一八、四、一
有限会社ここにこ 苑	玖珂郡玖珂町一〇一九の四	居宅介護支援事業 所有限会社ここにこ 苑	玖珂郡玖珂町一〇一九の四	平成一七、一、一〇

山口県告示第六百七十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年十二月二十二日

山口県知事 二 井 関 成

特定福祉用具販売事業者 名 称	主たる事務所の所在地	特定福祉用具販売事業所 名 称	所在地	指定年月日
株式会社山口メ ディカル	防府市大字富海 二五二〇	株式会社山口メ ディカル	防府市大字富海 二五二〇	平成一八、四、一
有限会社マイ・ サポート	周南市権現町五 番二二号	有限会社マイ・ サポート	周南市権現町五 番二二号	〃 〃 〃

介護予防事業者 氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	介護予防事業所 名 称	所在地	事業の種類	指定年月日
株式会社ライ フサポート寿 楽	山口市嘉川三 四〇一の五	ライフサポー ト寿楽	山口市嘉川三 四〇一の五	介護予 防訪問 介護	平成一八、九、一
社会福祉法人 下松市社会福 祉協議会	下松市大字末 武下六一七の 二	下松市社会福 祉協議会指定 訪問介護事業 所	下松市大字末 武下六一七の 二	〃	〃
有 限 会 社 社 会 ル パ	宇部市東小羽 山町一丁目六 番一二号	ヘルパースマ イル	山陽小野田市 大字西高泊五 二九	〃	一、一、〇
医療法人健仁 会	山陽小野田市 日の出三丁目 七番二号	医療法人健仁 会しおん内科 外科クリニツク	日の出三丁目 七番二号	介護予 防訪問 看護	〃 〃 〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃
有 限 会 社 社 会 ナール企画	宇部市昭和町 一丁目九番三 〇号	デイサービス シェア	宇部市寿町三 丁目二番五号	介護予 防訪問 看護	〃 〃 〃
有 限 会 社 社 会 にこ苑	岩国市玖珂町 一〇一九の四	デイサービス センターにこ 苑	岩国市玖珂町 一〇一九の四	〃	〃 〃 〃

山口県告示第六百七十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年十二月二十二日

山口県知事 二 井 関 成

有限会社皇座	熊毛郡平生町大字尾国二〇の一	上関温泉デイサービス倶楽部	熊毛郡平生町大字尾国二〇の一	"	"	"	"
有限会社ミネルバ	宇部市東小羽山町一丁目六番一―二号	スマイル薬局	山陽小野田市大字西高泊五九〇の五	介護福祉用具貸与	"	二、	"
有限会社ひまわり	大島郡周防大島町大字小松開作一四三三の二五	グループホームこすもす	大島郡周防大島町大字小松開作一四三三の二七	介護予防認知症対応型共同生活介護	"	"	"

山口県告示第六百七十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年十二月二十二日

山口県知事 二井 関 成

特定介護予防福祉用具販売事業者 名 称	主たる事務所の所在地	特定介護予防福祉用具販売事業者 名 称	所在地	指定年月日
株式会社山口メデイカル	防府市大字富海二五二〇	株式会社山口メデイカル	防府市大字富海二五二〇	平成一八、四、一
有限会社マイ・サポート	周南市権現町五番一―号	有限会社マイ・サポート	周南市権現町五番一―号	" 五、
有限会社ミネルバ	宇部市東小羽山町一丁目六番一―二号	スマイル薬局	山陽小野田市大字西高泊五九〇の五	" 二、

山口県告示第六百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林を次のように指定する予定である旨の通知があった。

平成十八年十二月二十二日

山口県知事 二井 関 成

一 保安林予定森林の所在場所

- 山口市仁保上郷字引越平四九四から四九六まで、四九八から五〇一まで、五〇三から五〇八まで、五〇九の一、五〇九の三、五二〇、五二一、五二二の一、五二三、五二五、五二七、九七七、一〇二三から一〇二六まで、一〇二七の一、一〇二七の二、一〇二八、一〇二九、一七八九、字谷坂一〇一四の一、一〇一四の三、一〇一五、一〇一六、一〇三二、一〇三三の一、一〇三三の二、一〇三四の一、一〇三四の二、一〇三五の三、一〇三六
- 二 指定の目的
水源のかん養
- 三 指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
山口市仁保上郷字引越平四九四から四九六まで・四九八から五〇一まで・五〇三から五〇八まで・五二五・五二七・一〇二三から一〇二六まで・一〇二七の一・一〇二七の二・一〇二八・一〇二九・一七八九・字谷坂一〇三三の一（以上二五筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、山口市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び山口市経済部林務水産課に備え置いて縦覧に供する。)
- 一 保安林予定森林の所在場所
山口市徳地船路字大畠八八一の一から八八一の四まで、八八二から八八四まで、字山根八八五から八九一まで、徳地柚木字柿ノ木九八〇、九八一、一五三九、一五四三、字後間ヶ迫九八二から九八六まで、九八六第一、九八六第二、九九八
岩国市美和町阿賀字石迫一三八の一から一三八の三まで、一四二
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
山口市徳地船路字大畠八八三・八八四・徳地柚木字柿ノ木九八〇・九八一・一五三九・一五四三・字後間ケ迫九八六第一（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (二) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。

山口県告示第六百八十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。
その関係図面は、柳井土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成十八年十二月二十二日

山口県知事 二井 関成

地名及び番地 熊毛郡平生町大字平生村字下樓一九の一の二部	幅員 (メートル) 四・〇	延長 (メートル) 二二・二	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル) 八六・二二
---------------------------------	---------------------	----------------------	------------------------------------



(六三四) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。
同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成十九年二月

七日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。

平成十八年十二月二十二日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請のあった年月日
平成十八年十二月七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名称 灯親会
代表者の氏名 重見 英子
主たる事務所の所在地 下関市豊浦町大字川棚一六八〇番地一
- 三 定款に記載された目的
心身障害者が地域社会において自立した生活を営むことができる環境を実現するため、社会的就労の場の確保及び自立生活支援に関する事業を行い、地域社会の福祉の増進に寄与すること。

(六三五) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成十九年二月七日までの間、山口県環境生活部県民生活課、山口県萩県民局及び長門土木建築事務所において公衆の縦覧に供します。

平成十八年十二月二十二日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請のあった年月日
平成十八年十二月七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名称 北浦音楽芸能文化協会
代表者の氏名 波多野 勝
主たる事務所の所在地 萩市大字土原五九八番地二
- 三 定款に記載された目的
萩市、長門市等の北浦地域の住民に対して、音楽及び芸能に関する事業を行い、大

衆文化の振興及び発展に寄与すること。

(六三六) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成十八年十二月二十二日から平成十九年四月二十三日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年十二月二十二日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 スーパードラッグコスモス矢原店
所在地 山口市矢原町五六一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 宇野 正晃
代表者の氏名

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称 住 所 代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 宇野 正晃

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成十九年八月十二日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、四三八平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数

七四台

(二) 駐輪場の収容台数

五〇台

(三) 荷さばき施設の面積

一一三平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量

一四立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏名又は名称 開店時刻 閉店時刻
株式会社コスモス薬品 午前一〇時 午後一〇時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分から午後十時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数

四箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時まで

八 届出年月日

平成十八年十二月十一日

(六三七) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成十八年十二月二十二日から平成十九年四月二十三日までの間、山口県商工労働部商政課並びに周南市経済部商工観光課、周南市新南陽総合支所、周南市熊毛総合支所及び周南市鹿野総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成十八年十二月二十二日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マックスバリュ徳山東店
所在地 周南市大字久米三〇九五の四

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名
マックスバリュ西日本株 兵庫県姫路市北条口四丁目四 藤本 昭
式会社

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後

大規模小売店舗を 設置する者の代表 者の氏名	原田 昭彦
大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	藤本 昭

四 届出年月日
平成十八年十二月十一日
変更年月日
平成十八年五月十七日

(六三八) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成十八年十二月二十二日から平成十九年四月二十三日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市経済部商業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年十二月二十二日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 まんが倉庫宇部店

所在地 宇部市中央町三丁目一九六〇の三

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住所 代表者の氏名

日本貨物鉄道株式会社 東京都千代田区飯田橋三丁目一三番一号 伊藤 直彦

三 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

変更前 開放倉庫宇部店

変更後

大規模小売店舗の名称

株式会社開放倉庫

株式会社開放倉庫

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

株式会社チェンジ

株式会社チェンジ

大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

株式会社チェンジ

佐賀県鳥栖市田代外町七六一の一

大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	株式会社チェンジ	長瀬 功
---------------------------------------	----------	------

四 届出年月日
平成十八年十二月十四日
変更年月日
平成十八年十二月十六日

(六三九) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成十八年十二月二十二日から平成十九年四月二十三日までの間、山口県商工労働部商政課並びに周南市経済部商工観光課、周南市新陽総合支所、周南市熊毛総合支所及び周南市鹿野総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成十八年十二月二十二日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マックスバリュ徳山東店

所在地 周南市大字久米三〇九五の四

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住所 代表者の氏名

マックスバリュ西日本株式会社 兵庫県姫路市北条口四丁目四 藤本 昭

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項

変更前

変更後

駐車場の自動車の出入口の数

三箇所

四箇所

四 届出年月日

平成十八年十二月十一日

五 変更年月日

平成十八年十二月十八日

(六四〇) 市町が行う土地改良事業の施行の協議に係る決定

次の市町が行う土地改良事業の施行の協議は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、適当であると決定したので、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、その決定に係る土地改良事業計画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成十八年十二月二十二日

山口県知事 二井 関 成

一 事業の内容

市町名 施行地区

阿東町

片山地区

事業の種類
農道の整備

二 縦覧の期間

平成十八年十二月二十五日から平成十九年一月十五日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(六四一) 市町が行う土地改良事業の計画の変更の協議に係る決定

次の市町が行う土地改良事業の計画の変更の協議は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、適当であると決定したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により、その決定に係る変更された土地改良事業計画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成十八年十二月二十二日

山口県知事 二井 関 成

一 事業の内容

市町名 施行地区

山陽小野田市

沖開作地区

事業の種類
用排水施設の改修

二 縦覧の期間

平成十八年十二月二十五日から平成十九年一月十五日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(六四二) 土地改良事業の工事の完了

次のとおり県営土地改良事業の工事が完了しました。

平成十八年十二月二十二日

山口県知事 二井 関 成

一 事業の名称

県営中堤地区ため池等整備事業

二 工事完了の時期

平成十六年七月三十日

(六四三) 県営東鯖地区経営体育成基盤整備事業（第一換地区）換地計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営東鯖地区経営体育成基盤整備事業の施行に係る第一換地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成十八年十二月二十二日

山口県知事 二井 関 成

一 縦覧に供する書類

県営東鯖地区経営体育成基盤整備事業（第一換地区）換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十八年十二月二十五日から平成十九年一月十五日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(六四四) 開発行為に関する工事の完了
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に
 関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成十八年十二月二十二日

山口県知事 二井 関 成

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
 柳井市新庄字西ヶ谷
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 熊毛郡平生町大字佐木五二八番地の三
 株式会社明和産業



山口県選挙管理委員会告示第八十一号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第九十九条第一項の規定による選挙権を
 有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりである。

平成十八年十二月二十二日

山口県選挙管理委員会委員長 福田 隆 司

- 海 区 名 三分の一の数
- 山口県日本海海区 一、〇三八
- 山口県瀬戸内海海区 一、七二二

山口県選挙管理委員会告示第八十二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定による届出が
 あつた政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成十八年十二月二十二日

山口県選挙管理委員会委員長 福田 隆 司

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	備考 (届出日)
志動塾	伊藤 央	野田 文央	防府市大字奈美524の3		平成18、11、10
新藤精二後援会	岸田 悦雄	桑羽 清伸	山陽小野田市大字郡3136		" " 6
段本幸男山口県後援会	木永 昇	藤井 勝也	山口市後河原25		" " 30
山下勲章後援会	山下 昭子	土江真喜子	宇部市小松原町1丁目4番18号		" " 6

山口県選挙管理委員会告示第八十三号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条第一項の規定による届出が
 あつた政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成十八年十二月二十二日

山口県選挙管理委員会委員長 福田 隆 司

政治団体の名称	異動事項	異動内容		備考 (届出日)
		新	旧	
自由民主党橋支部	代表者	徳永 充宏	武政 輝夫	平成18、11、14
	事務所	大島郡周防大島町大字西安下庄998の1	大島郡周防大島町大字西安下庄3919の8	
内田和夫後援会	代表者	内田 幸子	重村 靖祐	" " 27
	会計責任者	内田 真一	内田 幸子	
岡村元昭後援会	事務所	山陽小野田市大字鴨庄2の3	山陽小野田市大字増生789の11	" " 13
	代表者	河内 義重	木永 和之	
合志栄一後援会	代表者	岡本 雅	吉井 定信	" " 15
		藤山 敏雄	川田 勇治	
任伯伸之後援会	会計責任者	藤山 敏雄	川田 勇治	" " 16

平回春彦後援会	"	宝辺 幸盛	中尾徳太郎	"	7
広重市部後援会	代 表 者	兼安 利夫	藤井 宏三	"	"
藤重建治後援会	事 務 所	岩国市周東町 祖生2925	岩国市周東町 祖生4578	"	29
吉津弘昭後援会	代 表 者	小野 一二	堀田 忠雄	"	27

山口県選挙管理委員会告示第八十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による届出があつた解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成十八年十一月二十二日

山口県選挙管理委員会委員長 福田 隆 司

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
国永美恵子後援会	国本 功	林山 幸枝	熊毛郡田布施町大字宿井1359	平成18、11、30
上崎清正後援会	上崎 清正	野地 卓美	下松市潮音町3丁目9番13号	" 10、31
ふじもと雄三後援会	中村 耕治	河村久美恵	岩国市本郷町本郷2078	" 11、5

山口県選挙管理委員会告示第八十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による届出があつた資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成十八年十一月二十二日

山口県選挙管理委員会委員長 福田 隆 司

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資 金 管 理 団 体		備 考 (解散年月日)
		名 称	主たる事務所の所在地 代表者の氏名	

藤生 通陽	山口県議会 議員	藤生通陽後援会	山口市秋穂東3266	藤生 通陽	平成18、11、24
-------	-------------	---------	------------	-------	------------

山口県選挙管理委員会告示第八十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があつた同項第二号に該当する資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成十八年十一月二十二日

山口県選挙管理委員会委員長 福田 隆 司

届出をした者の氏名	公職の種類	資 金 管 理 団 体		備 考 (解散年月日)	
		名 称	主たる事務所の所在地 代表者の氏名		
上崎 清正	下松市議会 議員	上崎清正後援会	下松市潮音町3丁目9番13号	上崎 清正	平成18、11、13



山口県公安委員会告示第八十五号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九十九条の二第四項第一号イの技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

平成十八年十一月二十二日

山口県公安委員会

- 一 審査の種類
 - 技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自一）、技能検定員審査（普自二）及び技能検定員審査（牽引）
- 二 審査の日時及び場所
 - (一) 日時 平成十九年一月二十二日（月曜日）午前九時から午後五時十五分まで
 - (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
 - 平成十九年一月九日（火曜日）から同月十二日（金曜日）までの午前八時三十分か

- 四 審査申請書の提出先
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類

- (一) 技能検定員審査申請書(技能検定員審査等に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。)(別記様式第一号によること。))
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示
審査申請書の提出時に、受けよつとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料
一万四千七百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万四千七百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	千四百五十円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	二千四百五十円
三 教則の内容となつてゐる事項	二千二百円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	二千二百円
五 技能検定の実施に関する知識	二千二百円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	一千五百円

備考
特定第一種運転免許に係る技能検定員審査を受けよつとする者が一及び二に掲げる審査細

目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千五百円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百五十円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

一 審査の種類

技能検定員審査(大型二種)及び技能検定員審査(普通二種)

- 二 審査の日時及び場所
(一) 日時 平成十九年一月二十四日(水曜日)午前九時から午後五時十五分まで
- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間
平成十九年一月九日(火曜日)から同月十二日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

- 五 提出書類
(一) 技能検定員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
- (二) 規則第十七条第一項第一号又は第三項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示
審査申請書の提出時に、受けよつとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料
二万二千五百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ二万二千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	四千七百五十円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	八千二百五十円
三 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	三千三百円
四 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	二千八百五十円

備考 大型自動車第二種免許又は普通自動車第一種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千五百円を減ずるものとする。

八 その他

(一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

一 審査の種類

技能検定員審査(普通)

二 審査の日時及び場所

(一) 日時 平成十九年一月二十五日(木曜日)午前九時から午後五時十五分まで

(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成十九年一月九日(火曜日)から同月十二日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 技能検定員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することが出来る運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

二万五百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ二万五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	三千九百五十円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	六千七百五十円
三 教則の内容となっている事項	千九百円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	千九百円
五 技能検定の実施に関する知識	千九百五十円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	二千円

備考 普通自動車免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百五十円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百円を減ずるものとする。

八 その他

(一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

山口県公安委員会告示第八十六号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十九条の三第四項第一号イの自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

平成十八年十二月二十二日

山口県公安委員会

- 一 審査の種類
 - 教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自）、教習指導員審査（普自）及び教習指導員審査（牽引）
- 二 審査の日時及び場所
 - (一) 日時 平成十九年一月二十三日（火曜日）午前九時から午後五時十五分まで
 - (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
 - 平成十九年一月九日（火曜日）から同月十二日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先
 - 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類
 - (一) 教習指導員審査申請書（技能検定員審査等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。）別記様式第一号によること。）
 - (二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
 - (三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）
- 六 運転免許証の提示
 - 審査申請書の提出時に、受けよとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。
- 七 審査手数料
 - 九千八百五十円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ九千八百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査の種類	審査細目	減ずる額
一	教習指導員として必要な自動車の運転技能	千四百五十円
二	技能教習に必要な教習の技能	千三百五十円
三	学科教習に必要な教習の技能	千二百五十円
四	教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識	千三百円
五	自動車教習所に関する法令についての知識	千三百円
六	教習指導員として必要な教育についての知識	千二百円

備考

特定第一種運転免許に係る教習指導員審査を受けよとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千二百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に五十円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
 - (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。
- 一 審査の種類
 - 教習指導員審査（大型二種）及び教習指導員審査（普通二種）
 - 二 審査の日時及び場所
 - (一) 日時 平成十九年一月二十六日（金曜日）午前九時から午後五時十五分まで
 - (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
 - 三 審査申請書の受付期間及び時間
 - 平成十九年一月九日（火曜日）から同月十二日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 教習指導員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
- (二) 規則第十七条第一項第一号又は第五項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示
審査申請書の提出時に、受けよとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万二千五百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万二千五百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千九百円
二 技能教習に必要な教習の技能	二千五百円
三 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	二千八百五十円

備考
大型自動車第二種免許又は普通自動車第一種免許に係る教習指導員審査を受けよとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

一 審査の種類
教習指導員審査(普通)

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 平成十九年一月二十九日(月曜日)及び同月三十日(火曜日)の午前九時から午後五時十五分まで
 - (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
平成十九年一月九日(火曜日)から同月十二日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 教習指導員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けよとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万二千五百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万二千五百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千九百円
二 技能教習に必要な教習の技能	二千五百五十円
三 学科教習に必要な教習の技能	千二百五十円

四 教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識	千二百五十円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千二百五十円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千二百円
備考 普通自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいづれをも免除される者であるときは更に九百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいづれをも免除される者であるときは更に百円を減するものとする。	

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。



争議行為の通知

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、山口県厚生農業協同組合連合会労働組合から、次のとおり争議行為を行う旨の通知がありました。

平成十八年十二月二十二日

山口県知事 二井 関 成

一 事件

- (一) 労働条件の改善の要求に関する件
- (二) 増員の要求に関する件
- (三) 諸手当の改善の要求に関する件

二 日時

平成十八年十二月二十五日以降本問題の解決に至るまでの期間

三 場所

周東総合病院、小郡第一総合病院又は長門総合病院において山口県厚生農業協同組合連合会労働組合に所属する組合員が従事する全職場

四 概要
あらゆる形の争議行為を実施する。

平成十八年十二月二十二日印刷

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）